

令和2年度

第22回大分県教育委員会 議事録

日 時 令和3年2月19日(金)  
開会9時5分 閉会10時28分

場 所 教育委員室

令和 2 年度  
第 2 2 回大分県教育委員会

**【議 事】**

(1) 議 案

第 1 号議案 令和 3 年第 1 回定例県議会議案に対する教育委員会の  
意見について

第 2 号議案 文化財の指定及び解除について

(2) 報 告

① 第三次大分県特別支援教育推進計画に関するフォローアップ委員会の  
検討結果について

② 教員採用取消訴訟に係る求償について

(3) 協 議

① 教員採用選考試験の見直しについて

② 大分県人権教育推進計画の改訂について

③ 大分県文化財保存活用大綱について

(4) その他

## 【内 容】

### 1 出席者

委 員	教育長	工 藤 利 明
	委 員 (教育長職務代理者)	林 浩 昭
	委 員	岩 崎 哲 朗
	委 員	高 橋 幹 雄
	委 員	鈴 木 恵 代
	委 員	岩 武 茂 代
事務局	理事兼教育次長	法華津 敏 郎
	教育次長	久保田 圭 二
	教育次長	米 持 武 彦
	参事監兼教育人事課長	渡 辺 登
	参事監兼教育財務課長	山 上 啓 輔
	教育改革・企画課長	中 村 崇 志
	学校安全・安心支援課長	簗 田 祐 二
	義務教育課長兼幼児教育センター所長	内 海 真理子
	特別支援教育課長	友 成 洋
	人権教育・部落差別解消推進課長	川 野 和 人
	文化課長	木 下 敬 一
	体育保健課長	加 藤 寛 章
	教育人事課 採用試験・免許管理監	戸 上 健 治
	高校教育課 参事 (総括)	阿 部 充
	教育改革・企画課 主幹 (総括)	門 野 秀 一
教育改革・企画課 主査	末 松 敬 雅	

### 2 傍聴人

6 名

## 開会・点呼

(工藤教育長)

本日は、テレビカメラ2台が撮影しますので、よろしくお願ひします。

それでは、委員の出席確認をします。

全委員が出席です。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、議題ごとに、関係課長のみ入室します。

(工藤教育長)

それでは、ただ今から、令和2年度第22回教育委員会会議を開催します。

## 署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名については、鈴木委員にお願いします。

## 会期の決定

(工藤教育長)

本日の会議はお手元の次第のとおりです。会議の終了は10時20分を予定していますので、よろしくお願ひします。

## 議 事

(工藤教育長)

始めに、会議は原則として公開することとなっておりますが、協議①は、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

協議①は、非公開といたします。

本日の議事進行は、始めに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行います。

## 【議 案】

### 第 1 号議案 令和 3 年第 1 回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

(9 課〔教育改革・企画課、教育人事課、教育財務課、学校安全・安心支援課、義務教育課、特別支援教育課、高校教育課、文化課、体育保健課〕入室)

(工藤教育長)

それでは、第 1 号議案「令和 3 年第 1 回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について」提案しますので、全体概要を教育改革・企画課長から、内容については各議案の担当課長から一括して説明をしてください

(中村教育改革・企画課長)

第 1 号議案「令和 3 年第 1 回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について」説明します。

資料 3 ページをお開きください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、知事から 2 月 25 日に開会します令和 3 年第 1 回定例県議会に提出予定の議案のうち、教育委員会関係分として、中ほどの議案名にある「令和 3 年度大分県一般会計予算関係部分」等、5 本の議案について、教育委員会の意見を求められました。

つきましては、資料 2 ページの案のとおり異議がない旨を回答したいので提案するものです。

お手元に議案を配付しておりますが、説明は、教育委員会会議資料により順次担当課長が行いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

(山上参事監兼教育財務課長)

第 1 号議案「令和 3 年度大分県一般会計予算」の教育委員会所管分について、説明します。

資料 4 ページをお開きください。

表の下から 3 段目に 2 重線で囲んでおりますが、当初予算額は、右から 3 列目の欄のとおり、1,133 億 9,353 万 8 千円です。

これを右から 2 列目の令和 2 年度当初予算額と比較しますと、その右の欄に記載のとおり、1 億 1,518 万 9 千円の減（前年度比 0.1%の減）となっております。

内訳はその下にありますとおり、事業費が約18億円の増、人件費が約19億円の減となっております。

事業費の増は、スクールサポートスタッフ等のコロナ対策経費を令和2年度補正予算に引き続いて計上したことにより、約10億円の増額となることが主な要因です。

人件費の減は、教職員の平均年齢の低下、人数の減などによるものです。

主な事業については、資料5ページ「令和3年度当初予算案の概要（教育委員会関係）」で説明します。

1番「教員業務サポートスタッフ等派遣事業」8億6,581万4千円です。

コロナ禍における児童生徒の学びの保障と安全で安心な学習環境を確保するため、学習指導員及びスクールサポートスタッフを令和2年度補正予算に引き続き配置するものです。

続いて5番「県立学校施設整備事業」43億1,589万円です。

教育環境の改善を図るため、高等特別支援学校及び聾学校新校舎の建設や、大分豊府高校などの大規模改造工事を実施するものです。また、下に債務負担行為2億4,000万円とありますが、大分支援学校の教室不足を解消するため、令和4年度から8年度までのリース契約により仮設校舎を整備するもので、令和3年度は設置工事を行います。

続いて6番「いじめ・不登校等解決支援事業」2億3,024万7千円です。スクールカウンセラーは全公立小・中・高等学校・特別支援学校に配置しておりますが、不登校の児童生徒が多い学校へ追加配置します。また、登校はするものの教室に入れず、相談室等で過ごす生徒に対する学習サポート等を行う登校支援員を新たに配置するものです。

続いて9番「未来を創るGIGAスクール推進事業」1,808万5千円です。小・中学校での主体的・対話的で深い学びを推進するため、フロンティア校を指定し、ICT活用による授業改善等を実施するとともに、中山間地域等における遠隔教育の実証を行うものです。

資料6ページ、12番「特別支援学校就労達成促進事業」2,039万2千円です。特別支援学校生徒の一般就労を促進するため、進路指導の強化や個々の特性に応じた働き方を提案するジョブ・コンダクターの配置等を行うものです。

続いて14番「未来へつなぐ学び推進事業」1億2,005万円です。これからの時代を担う高校生に必要な確かな学力を育成するため、英語4技能育成システムを構築するとともに、先端技術を活用したEdTech教材を導入するものです。

続いて15番「次世代人材育成推進事業」3,293万8千円です。先端技術分野で活躍できる人材を育成するため、高校生が宇宙へ興味を持ち、挑戦意欲の醸成につながる講座等を実施するものです。

資料7ページ、22番「活かして守る大分の文化財保護推進事業」1,384万4千円です。「大分県文化財保存活用大綱」に基づき、市町村の地域計画作成を支援するほか、文化財の情報発信の強化や子ども学芸員による企画展の開催等を

行うものです。

最後に23番「学校部活動改革サポート事業」4,030万7千円です。部活動指導員を引き続き配置するとともに、総合型地域スポーツクラブと連携し、中学校部活動の総合型地域スポーツクラブへの試行的移行を行います。

以上です。

(渡辺参事監兼教育人事課長)

第17号議案「職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正について」説明します。資料8ページをご覧ください。

まず、「1 改正趣旨」ですが、行政手続等における押印原則の見直しに伴い、宣誓書への押印を廃止するため、所要の改正を行うものです。

「2 改正内容(別記様式関係)」について、別記様式「宣誓書」の氏名欄から押印欄を削除するものです。

「3 施行期日」は、公布の日としています。

以上です。

(渡辺参事監兼教育人事課長)

次に、第18号議案「職員の給与に関する条例の一部改正について」説明します。資料9ページをご覧ください。

まず、「1 改正理由」についてです。

研究職である職員のモチベーション向上のため、新たな職を新設するものです。条例上、職員の職務は、その複雑さや困難度、責任に応じて、職務の級に分類され、その職務の内容と併せて、級別基準職務表に定められております。

現在、事務の課長補佐級には、「主幹」や「課長補佐」という役職がありますが、研究職には、「主幹研究員」と「主幹学芸員」の2つの役職しかありません。新たに、課長補佐級にあたる副部長級に「上席主幹研究員」と「上席主幹学芸員」を新設することで、処遇を改善するもの(3級→4級)です。

資料10ページの級別基準職務表の新旧対照をご覧ください。

4級の2番目の職務の箇所です。専門研究員の下に、新たに、上席主幹研究員と上席主幹学芸員を追加しています。今後、人事評価等を参考に、優秀な人材について登用していく所存です。

条例の施行期日については、令和3年4月1日を予定しております。

以上です。

(渡辺参事監兼教育人事課長)

次に、第19号議案「職員の特殊勤手当支給条例の一部改正について」説明します。資料11ページをご覧ください。

人事院規則の一部改正により、国の伝染病防疫作業に係る特殊勤務手当の支給対象となる業務として、新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に対する空港検疫業務等が特例として追加されました。

本県においても、国及び他県との均衡を図るため、特殊勤務手当の支給対象業務に新型コロナウイルス感染症の患者若しくは新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者又は感染の疑いがある者に対して行う、直接接触又は濃厚接触状態で行う疫学調査、検体採取、検体採取の補助、入院勧告・指導、医療機関への搬送業務を特例として追加するものです。

令和2年2月1日から適用するものです。

以上です。

(渡辺参事監兼教育人事課長)

次に、第37号議案「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の一部改正について」説明します。

資料12ページをご覧ください。

給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）第5条が改正されたことにより、公立学校の教育職員に対し労働基準法第32条の4が読み替えられ、1年単位の変形労働時間制を適用できることになりました。

本県においても1年単位の変形労働時間制を適用できるようにするため、「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例」を一部改正するものです。

1年単位の変形労働時間制の導入により、教育職員が長期休業中に休日を集中的に確保し、リフレッシュの時間を確保することとしています。

制度の導入に当たっては、「県立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」に定める全ての措置を講じる必要があり、学校における働き方改革を総合的に進める一つの選択肢となるものです。

また、条例の一部改正に伴い、「県立学校等の教職員の在校等時間の上限等に関する方針」並びに「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則」を改正する予定であり、今後、教育委員会でお諮りしたいと考えています。

以上です。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見はありませんか。

(林委員)

令和3年度当初予算に係る資料について、「次世代人材育成推進事業」に、「宇宙と科学」「STEAMフェスタ」などの記載がありますが、持続可能な社会の構築などSDGsの観点も入っているのでしょうか。

(阿部参事（総括）〔高校教育課〕)

STEAMフェスタ等を通じて、高校生に最先端の視点を持たせることも重要であり、そのなかにはSDGsといった持続可能な開発目標に関する視点も踏まえることを考えています。



(林委員)

「未来を作るGIGAスクール推進事業」に、「中山間地域等小規模校における遠隔授業の実証」と記載がありますが、どのくらいの規模、何校程度で実施し、検証していくのか、計画があれば教えてください。

(内海義務教育課長兼幼児教育センター所長)

中学校の技術科で、専門の教員免許を持っていない教員が教えることになっている学校を対象に、最初の年は4校程度で考えています。また、情報に関する単元が17時間程度ありますが、うち8時間を大学の教員とのTT（チーム・ティーチング）で行っていく予定です。

(高橋委員)

「活かして守る大分の文化財保護推進事業」で、「市町村の地域計画作成を支援する」との記載がありますが、総合的に見ると、地域振興も踏まえ、地域の人たちと同じ視点で文化財を保護しながら、これを推進していくという考えでよいでしょうか。

(木下文化課長)

県において、「大分県文化財保存活用大綱」を作成します。県内18市町村とも、同じ理念・考え方に基つき、文化財を活用しながら地域振興を推進していくということを各市町村の地域計画の作成を支援するなかで、協議していきたいと考えています。

(高橋委員)

コロナ禍で地域の経済も衰退していますので、大分県にとって重要な文化財とともに、歴史的な取組の推進、またそれを学校等にもつなげていってもらえればと思います。ぜひ市町村とも協力しながら取組を進めてください。

(岩崎委員)

「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の一部改正について」ですが、資料（12ページ）を見ると、「本制度は長期休業期間等において休日を集約して確保することを目的とする場合のみ適用」とあり、例えば夏休み期間等での活用が考えられますが、どのくらいの割合での活用を想定しているのか、具体的なものがあれば教えてください。

(渡辺参事監兼教育人事課長)

休日のまとめ取りのための1年単位の變形労働時間制ですが、給特法の改正に伴い、文科省から導入の手引きが作成されており、その中で目安が示されています。長期休業期間等において、5日間程度の休日確保することが限度であると

されています。

(工藤教育長)

第1号議案の承認についてお諮りします。第1号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第1号議案については、提案のとおり承認します。

## **第2号議案 文化財の指定及び解除について**

(2課〔教育改革・企画課、文化課〕入室)

(工藤教育長)

次に、第2号議案「文化財の指定及び解除について」提案しますので、文化課長から説明をしてください。

(木下文化課長)

第2号議案「文化財の指定及び解除について」説明します。

資料10ページをご覧ください。

県指定文化財の指定と指定の解除は、「大分県文化財保護条例」の規定により、あらかじめ大分県文化財保護審議会に諮問し、その答申に基づいて県教育委員会が指定及び解除することとなっております。

今年度は、市町村等から5件の文化財の指定の申請がありました。また、併せて令和2年7月の豪雨で被災した1件の指定文化財の解除について、大分県文化財保護審議会に諮問したところ、令和2年12月25日の大分県文化財保護審議会で審議され、去る1月22日に、5件を県指定文化財に指定し、1件は解除が適切との答申をいただいたところです。

資料1ページから3ページをご覧ください。大分県文化財保護審議会答申に基づき、議案書の表にありますとおり、有形文化財3件、有形民俗文化財1件、天然記念物1件の計5件を県指定文化財に指定し、有形文化財1件の指定を解除したいので提案するものです。

では、4ページ以降の資料に沿って各文化財について説明します。

まず、1つ目は、有形文化財彫刻「もくぞうじゅういちめんかんのんぼさつりゅうぞう木造十一面観音菩薩立像」です。

豊後高田市鍛冶屋町の光嚴寺にあるヒノキとみられる針葉樹材、寄木造の鎌倉時代後期の仏像1軀です。均整のとれた肉身、自然な衣文表現などに鎌倉彫刻の

特徴である写実的表現を色濃くとどめており、中央の仏師の制作によるものと思われ、衣文表現の巧みな彫刻技術は特に優れており、指定に値するとの評価をいただきました。

2つ目、有形文化財彫刻「もくぞうしゃかによらいざぞう木造釈迦如来坐像」です。

国東市武蔵町成吉の圓明寺にあるヒノキ材、寄木造の南北朝時代の仏像1軀です。弓なりの髪際や着衣の曲線を多用した衣文表現に中国の宋時代彫刻の影響が見られ、寄木造の連結部分の複雑な構造や作風から東寺の仏師職を相伝した人物の手によるものと思われ、指定に値するとの評価をいただきました。

3つ目、有形文化財古文書「たかむれもんじょ高牟禮文書」です。

高牟禮家に代々伝わる古文書44点からなります。高牟禮氏は、平安時代中期から宇佐神宮の祭祀に使う高村焼の土器を作る集団のリーダーに就き、明治の初めまで宇佐神宮に奉仕しました。文書群は、宇佐神宮の土器作り集団の実相を伝える極めて貴重な歴史資料で、指定に値するとの評価をいただきました。

4つ目、有形民俗文化財「どうぞのこうしんとうにきつれたりこうしんまちあげこうかんけいしりょういっしき道園庚申塔二基 附 庚申待上講関係資料一式」です。

豊後高田市道園地区に所在する庚申塔2基と庚申信仰に関する帳簿等からなります。庚申の日に人の体から三つの虫が抜け出して天帝に悪事を報告することを防ぐため、集団で徹夜する庚申信仰に関する資料群で、特に仏式の青面金剛像から神式の猿田彦大神像への変遷がわかる庚申塔と、江戸時代から現在まで続いている庚申講に関する帳簿類が大変貴重で、指定に値するとの評価をいただきました。

5つ目、天然記念物「むかたてんましやしぜんりん向田天満社自然林」です。

天満社の立地する国東市の向田谷の沖積平野に突出した微高地の斜面に自生するスダジイ林です。自然林は高木としてスダジイやモチノキ、下層木はヤブツバキ、タイミンタチバナなどが自生しており、国東半島では数少ない沿海スダジイ林の要素を保存した自然林として、指定に値するとの評価をいただきました。

最後に、6つ目、有形文化財建造物「いかだぼめがねぼし筏場目鏡橋」です。

古文書から江戸時代の文化3年（1806年）に地元日田の石工が築いたことがわかる石橋で、昭和61年に、建造年代が明らかなアーチ橋として県指定有形文化財に指定されましたが、令和2年7月の豪雨でアーチ支承部付近の石材以外のほとんどの石材が流出し、半数以上が回収不可能で、回収できた石材45点も使用されていた位置が判明できないため、復元不可能で指定継続は困難、解除に値するとの評価をいただきました。

今回、審議をお願いする有形文化財3件、有形民俗文化財1件、天然記念物1件の指定、さらに有形文化財1件の解除が承認されますと、県指定文化財の件数は、有形文化財が497件、有形民俗文化財が14件、天然記念物が79件とな

ります。その他の文化財も含め、県指定文化財の合計は753件となります。  
以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議します。ご質問・ご意見はありませんか。

(林委員)

1つ目の観音菩薩立像（木造十一面観音菩薩立像）について、材質がヒノキとみられる針葉樹材とありますが、見る限りヒノキだと思うのですが材質の確定はできないのですか。

(木下文化課長)

現段階の調査方法では、ヒノキが有力という見解です。

(林委員)

科学的な分析等で解明できないのですか。

(木下文化課長)

科学的な分析を行うとなると、破片採取のため文化財を削ることになり、現段階ではできません。分析方法が進化して、文化財を削る必要がなくなれば、科学的な分析を行って材質を明確にしたいと思います。

(林委員)

是非、将来的に材質を確定してほしいと思います。

次に、6つ目の指定解除をする文化財（筏場目鏡橋）ですが、石材はまだ河川内に残っており、水位の変化でまだ発見できる可能性があると思うのですが、継続して石材を探すことはあるのですか。

(木下文化課長)

今回、河川内にあるものも含め、回収できる石材は全て回収しましたので、今後、更に回収することは難しいと思います。

(林委員)

今後、また大雨などで川が増水して、それが引いた後から石材が出てくることはないのでしょうか。

(工藤教育長)

今回、数日間かけて回収可能な石材は全て回収しました。回収にあたりわかったことは、かなりの石材が三隈川を経て夜明ダム方面に流されており、今後発見

できたとしても流出時に石材が損傷して割れるなどしており、完全な形で見つかることはないと思います。

(高橋委員)

6つ目の指定解除をする文化財（筏場目鏡橋）については、今後どのようなのですか。

(木下文化課長)

日田市と協議中ですが、日田市では地域の方と協議を進めていく中で、かつてここに石橋があったというような看板等の設置も検討していくことになると思います。

(高橋委員)

何らかの方法で、かつてここに貴重な文化財があったというような記録を後世に伝えてほしいと思います。また、4つ目の文化財（道園庚申塔二基附庚申待上講関係資料一式）の指定は、文献が残っているから指定に値するという評価になったのですか。

(木下文化課長)

庚申塔自体も、仏式の青面金剛と神式の猿田彦大神の両方が残っており、庚申信仰が仏式から神式に変化したことが追えることから大変貴重で、併せて文献資料からも、庚申信仰の江戸時代から現在までの経過がわかることで、指定に値するとなりました。

(高橋委員)

文献資料の保存は大丈夫ですか。

(木下文化課長)

今回の指定は、有形文化財ではなく、有形民俗文化財としての指定ですので、現在も庚申講を開催する際に使用しておりますので、庚申講の継続とともに文献も保存していきます。

(工藤教育長)

第2号議案の承認についてお諮りします。第2号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第2号議案については、提案のとおり承認します。

## 【報 告】

### ① 第三次大分県特別支援教育推進計画に関するフォローアップ委員会の 検討結果について

(2課〔教育改革・企画課、特別支援教育課〕入室)

(工藤教育長)

次に、報告第1号「第三次大分県特別支援教育推進計画に関するフォローアップ委員会の検討結果について」特別支援教育課長から説明をしてください。

(友成特別支援教育課長)

「第三次大分県特別支援教育推進計画に関するフォローアップ委員会の検討結果について」説明します。

資料1ページをご覧ください。

本計画は、平成30年度から令和4年度までの5箇年計画であり、中間年に当たる本年度、学識経験者、医療・福祉関係者、保護者代表、学校関係者等で構成するフォローアップ委員会を設置し、計画の中間評価を行うとともに、主要な検討事項として、①別府地区の特別支援学校の再編整備、②インクルーシブ教育を踏まえた特別支援教育の2点についても、意見をいただきました。

この度、別冊の報告書が取りまとめられましたので、その概要を報告します。

まず、中間評価については、数値目標による評価が可能な25指標のうち、評価Sが2指標、評価Aが8指標であった一方、評価Bが8指標、評価Cが4指標でした。資料に記載のグラフの下に、目標達成に向けて、改善に向けた一層の努力が必要となった評価Cの指標について、改善方策等を示しております。既に、本年度中に改善に向けた取組に着手しており、引き続き、真摯に取り組んでいきます。

続いて、主要な検討事項のうち、別府地区特別支援学校の再編整備については、資料2ページをご覧ください。また、別冊の報告書では16ページから18ページに検討結果が記載されております。

別府地区特別支援学校の再編整備について、第三次推進計画では、肢体不自由児及び病弱児が在籍する別府支援学校本校を廃止し、肢体不自由児は鶴見校で、病弱児は石垣原校で受け入れ、それぞれを本校として設置すること、知的障がい児を対象とする南石垣支援学校は、十分な広さのある運動場、体育館を備えた学校へ整備することとされております。

しかしながら、別府支援学校本校における病弱児の急激な増加、利用する医療機関の多様化、令和3年3月をめぐりに、国から特別支援学校の設置基準が示される予定であることなど、計画策定時から状況の変化が生じております。

このような状況の変化を踏まえ、フォローアップ委員会の委員から、「別府支援学校本校の存続を含め、再検討することが望ましい」「設置基準の内容によっては、別府支援学校本校、鶴見校、石垣原校の再編整備について、南石垣支援学

校を含めた検討が必要」といった意見をいただきました。

間もなく国から示される予定の設置基準を踏まえ、児童生徒数の推移等の最新の状況も見ながら、別府地区特別支援学校の課題解決に向け、慎重に検討していきたいと考えています。

続いて、主要な検討事項のうち、インクルーシブ教育を踏まえた特別支援教育の在り方については、いただいた意見を抜粋しております。別冊の報告書では19ページから22ページに記載されております。

例えば、小学校・中学校において、障がいのある児童生徒の学びの充実に向け、「相談支援ファイルや個別の教育支援計画を活用した情報共有の充実が必要である」などの意見や、高等学校における障がいのある生徒の学びの充実に向けて、「通級による指導の対象校が4校に拡充されるなど体制整備が進んでいることから、今後はその効果の検証を期待する」といった意見をいただいております。

今後のスケジュール（予定）ですが、本フォローアップ委員会でいただいた意見を踏まえ、令和3年4月から、次期計画の骨子の検討に着手したいと考えております。

以上です。

(工藤教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(林委員)

フォローアップ委員会からの意見にもある、別府地区にある特別支援学校の再編整備について、国からの設置基準が3月をめどに出るということですが、これはできるだけ早く進めなければいけないと思います。国からの設置基準が出たらすぐに着手できるように、体制を整えてほしいです。よろしくお願いします。

(高橋委員)

施設の問題で統合もあり得るということですか。統合でなくても、一箇所に集めるといったようなこともありますか。

(友成特別支援教育課長)

今、別府地区にある特別支援学校4校については、非常に狭い敷地の中に設置されております。国から設置基準がどのように出るのかというところですが、小・中学校、高等学校については、児童生徒数に対して運動場や校舎の大きさなどが示されております。その数値を見ながら、どのような形が子どもたちにとって、教育活動を行う上で適切なのかということを中心に十分を考慮しながら、色々な選択肢を踏まえて早急に検討していきたいと考えています。

(高橋委員)

現在、通学している子どものご家族やサポートしてくれる方々の意見とかも聞

いているのですか。

(友成特別支援教育課長)

第三次大分県特別支援教育推進計画を策定する上では、関係者などの意見を踏まえています。今後、計画を変更するにあたっては、当然、こちらの意見だけではなく、関係者の意見、考えを十分に踏まえながら共通理解をした上で進めたいと考えています。

(高橋委員)

しっかりと皆さんと協力して、良い方向に進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

## ② 教員採用取消訴訟に係る求償について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(工藤教育長)

次に、報告第2号「教員採用取消訴訟に係る求償について」教育人事課長から説明をしてください。

(渡辺参事監兼教育人事課長)

「教員採用取消訴訟に係る求償について」報告します。

資料をご覧ください。

教員採用取消訴訟に係る求償については、令和2年8月28日開催の教育委員会会議で協議を行い、「求償権住民訴訟」に係る最高裁判決を踏まえ、小学校教諭の事件に関して、平成19年度当時に「違法な採用処分」に関わった元教育審議監・元義務教育課副主幹に対し、連帯して461万3150円の支払を求めることを決定したところです。

その後、両名と、納付に向け協議を重ねてきましたが、令和3年2月15日(月)、元義務教育課副主幹から461万3150円全額が納付されました。

以上です。

(工藤教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)



(工藤教育長)

今回の対応については、昨年8月に教育委員会として最高裁判決を踏まえ求償を求めることを決定してから、6ヶ月近くかかりましたが、納付で終えることができました。

事件発生以来、一貫して教育改革に努めてきました。決してこの事件を風化させることなく、原点に立ち返って、この教育改革の動きは絶対に消さないという思いで、今後も引き続き取り組んでいきます。大分県の全ての子どもたちに未来を切り拓く力と意欲を身に付けさせる教育に、皆さんと一緒に取り組んでいきますのでよろしくお願いいたします。

## 【協 議】

### ② 大分県人権教育推進計画の改訂について

(2課〔教育改革・企画課、人権教育・部落差別解消推進課〕入室)

(工藤教育長)

次に、協議第2号「大分県人権教育推進計画の改訂について」人権教育・部落差別解消推進課長から説明をしてください。

(川野人権教育・部落差別解消推進課長)

#### <説明概要>

- ・ 前回改訂から5年が経過し、国内外の情勢や県内の状況を踏まえ改訂
- ・ 有識者8名の委員による3回の検討委員会の開催、パブリックコメントの実施
- ・ 第I章から第III章の3つで構成
- ・ 「第I章 はじめに」は、改訂の経緯やSDGsとの関連、部落差別解消推進法の施行等、人権教育をめぐる国内外の動き、県内の取組を記述
- ・ 「第II章 学校教育・社会教育における人権教育」は、基本的な考え方と現状、各種施策との整合を踏まえ、取組の柱を記述
- ・ 「第III章 計画の推進」は、人権教育研究団体や大学等との協力・連携のもと、調査・研究や実態調査の実施、検証・改善を行うことを記述
- ・ 「資料編」として、個別人権課題の現状、関連する法律、計画、通知等を掲載

(工藤教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(鈴木委員)

研修などの人権教育の機会が多いと思いますが、研修を受けてほしい方の参加が少ないと感じています。そのような方へのアプローチが重要になってくるので

はないでしょうか。広く人権教育の場を提供してほしいです。

(川野人権教育・部落差別解消推進課長)

県民意識調査においても「研修会に1回も参加していない」という人と「10回以上参加したことがある」という人が二極化しています。学校教育と社会教育の両面から取組を進めていきたいと考えています。

(高橋委員)

具体的な内容を記述する際に、各国の「男女」の表記はどのようになっているのでしょうか。

(川野人権教育・部落差別解消推進課長)

国として出されている記述に則って記述しています。

(林委員)

諸外国の表記は、「ジェンダーフリー」等となっていて、それを日本語に訳して表記しているのではないのでしょうか。

(岩崎委員)

実際に人権教育を行う関係機関、研究団体、大学等との連携を深めてほしいと思います。

(岩武委員)

新型コロナウイルス感染症に関する差別を考えても、人権教育はとても大切になってくると思います。平素から、深く子どもたちに考えさせ、心を育てていく人権教育を推進してほしいです。また、この大分県人権教育推進計画を実効性のあるものにしてほしいと思います。

(工藤教育長)

今回の協議を踏まえて、取組を進めていきたいと思います。

### **③ 大分県文化財保存活用大綱について**

(2課〔教育改革・企画課、文化課〕入室)

(工藤教育長)

次に、協議第3号「大分県文化財保存活用大綱について」文化課長から説明をしてください。

(木下文化課長)

<説明概要>

- ・第1章から第6章及び巻末資料を含めて約150ページの大綱となる予定
- ・パブリックコメント実施結果の報告（3名から延べ12件の意見）
- ・概要版による大綱の内容説明
- ・文化財保護審議会や大綱策定委員会での協議状況、教育委員の意見の反映状況
- ・大綱及び概要版は3月下旬に完成予定

(工藤教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(鈴木委員)

大綱を見ると、新型コロナウイルス感染症についての記載がありました。踏み込んだ内容の記述があると、苦しんでいる皆さんの心の支えになると思います。そして、新型コロナウイルス感染症が落ち着いたら、皆さん同じ気持ちで取り組めるのではないかと思います。

(高橋委員)

大綱（本編）の1ページ目「はじめに」の中で、豪雨などの大規模災害に関することや地域振興に活用することなどが記載されています。今後、大規模災害が起こる可能性もありますが、文化財をしっかりと守っていただき、観光や地域振興等で活用してほしいです。「ポストコロナ」又は「ウィズコロナ」の状況になった際に、地域とともに歩み、しっかりと保存・活用ができるように県民の皆さんにも、この大綱を広く使っていただきたいです。

(林委員)

事前に、この大綱についての意見を数回メールで送付しましたが、その後、再度読み直しを行いました。昨日、追加でメールを送付しましたので、ご確認をよろしくお願いします。

とても良い大綱になっていると思います。保存と活用について、ツーリズムを含めて、いろんな活動ができると思いますので、この大綱を県民の皆さんに知っていただき、活用していただきたいです。

(工藤教育長)

今回の協議を踏まえて、取組を進めていきたいと思っています。

(工藤教育長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行います。その前に、公開でその他、何かありますか。

(工藤教育長)

では、非公開の議事を行いますので、傍聴人は退出してください。

## 【協 議】

### ① 教員採用選考試験の見直しについて

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(工藤教育長)

それでは、協議第1号「教員採用選考試験の見直しについて」教育人事課長から説明をしてください。

(説 明)

(工藤教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(工藤教育長)

今回の協議も踏まえて、進めていきたいと思えます。

(工藤教育長)

最後にその他、何かありますか。

(工藤教育長)

それでは、これで令和2年度第22回教育委員会会議を閉会します。  
ありがとうございました。